

「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書」（平成31年3月27日付け30北治第750号北海道森林管理局長通知）
一部改正新旧対照表（案）

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1章 総 則 第101条～第105条（略） 第106条 エゾシカ狩猟期間中に関する安全対策 業務中の安全確保に関しては森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるが、北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、次のとおり安全対策について万全を期すこと。</p> <p>1（略） 2 受注者は、狩猟期間中、業務箇所から視認しやすい場所へ設計図書に記載している「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり0.45×1.50m以上、生地橙色、文字黒色、ポール伸縮3m程度）を設置しなければならない。なお、<u>現場状況に応じて</u>、のぼり本数の増減が必要な場合には、監督職員と事前に協議をしなければならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p><u>第107条 ヒグマに関する安全対策</u> <u>業務中の安全確保に関しては森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるが、履行期間がヒグマ出没期にかかる場合は、次のとおり安全対策について万全を期すこと。</u></p> <p><u>1 受注者は、業務計画書に遭遇リスクの回避及び遭遇した際のヒグマ対策を検討した上で、現場での適切な措置を講じ、安全管理に努めることとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、米国環境保護庁（EPA）認証製品に準拠したクマ撃退スプレーを配備すること。</u></p> <p><u>3 受注者は、作業種、現場の状況等に応じて、本数の増減が必要な場合には、監督職員と事前に協議しなければならない。</u></p>	<p>第1章 総 則 第1条～第5条（略） 第6条 エゾシカ狩猟期間中の安全対策 業務中の安全確保に関しては森林土木保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるが、北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、次のとおり安全対策について万全を期すこと。</p> <p>1（略） 2 受注者は、狩猟期間中、業務箇所から視認しやすい場所へ設計図書に記載している「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり0.45×1.50m以上、生地橙色、文字黒色、ポール伸縮3m程度）を設置しなければならない。なお、<u>現地状況を勘定し</u>、のぼり本数の増減が必要な場合には、監督職員と事前に協議をしなければならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（新設）</p>

第 108 条～113 条 (略)

第 2 章 治 山

第 1 節 通則

第 201 条～204 条 (略)

第 3 章 林 道

第 1 節 測量・設計

第 301 条～313 条 (略)

第 2 節 施工基面高の決定

第 314 条～317 条 (略)

第 3 節 設計図

第 318 条～328 条 (略)

第 4 節 数量計算

第 329 条～338 条 (略)

第 5 節 その他

第 339 条 (略)

第 7 条～12 条 (略)

第 2 章 治 山

第 1 節 通則

第 13 条～16 条 (略)

第 3 章 林 道

第 1 節 測量・設計

第 17 条～29 条 (略)

第 2 節 施工基面高の決定

第 30 条～33 条 (略)

第 3 節 設計図

第 34 条～44 条 (略)

第 4 節 数量計算

第 45 条～54 条 (略)

第 5 節 その他

第 55 条 (略)

附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

なお、本仕様書の施行前に公告に付したものについては、従前の例による。